

令和 7 年度
山形県公共事業の評価に関する意見

令和 8 年 1 月

山形県公共事業評価監視委員会

令和7年度山形県公共事業の評価に関する意見

山形県公共事業評価監視委員会は、公共事業の一層の効率化を図るとともに、実施過程の透明性を確保するため、平成10年度に設置されて以来、28年間に渡って、幅広い観点から意見を述べてきた。

近年、地球温暖化等の気候変動の影響により全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中、本県でも令和2年、令和4年、令和6年と2年おきに大規模な災害が発生しており、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化の取組みは一層重要となっている。

また、安全・安心で豊かな県民生活の実現のため、質の高い社会資本ストックを将来に向けて確実に引き継いでいくことが一層求められており、未来を見据えた施設整備に加え、既存施設の計画的な維持管理・更新を図っていくことが必要である。

当委員会では、今年度、審議を2回、現地調査を1回行い、公共事業の実施にあたって、重点的、計画的に事業を推進すること、公共事業の必要性、重要性、さらにはその効果について県民へのより一層の周知徹底と透明性の確保に努めること等の意見が出されたところである。

これらを踏まえ、令和7年度の公共事業の評価について、当委員会の意見をとりまとめたので提出する。

令和8年1月23日

山形県知事　吉村美栄子　殿

山形県公共事業評価監視委員会

委員長　徳永幸之

I 個別の事業及び計画に対する意見

1. 事前評価

下記8件の個別事業を審議したところ、事業着手が妥当である。

- (1) 道路事業（交通安全） 主要地方道上山蔵王公園線
- (2) 土砂災害対策事業（砂防） 荒瀬川
- (3) 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備) 大堰下流地区
- (4) 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備) 柏木目地区
- (5) 農業競争力強化農地整備事業(中山間地域型) 浅立本田地区
- (6) 農業競争力強化農地整備事業(中山間地域型) 豊浦地区
- (7) 農業競争力強化農地整備事業(中山間地域型) 中川代地区
- (8) 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型） 押切地区

2. 事業中評価

下記28件の個別事業を審議したところ、継続が妥当である。

- (1) 道路事業（改築） 一般国道112号
- (2) 道路事業（改築） 一般県道余目松山線
- (3) 道路事業（交通安全） 一般県道東山七浦線
- (4) 道路事業（交通安全） 主要地方道真室川鮎川線
- (5) 河川改修事業 野呂川
- (6) 河川改修事業 湯尻川
- (7) 河川改修事業 滝渕川
- (8) 土砂災害対策事業（砂防） 上ノ代沢3
- (9) 土砂災害対策事業（砂防） 入沢
- (10) 土砂災害対策事業（砂防） 檜山沢
- (11) 土砂災害対策事業（砂防） 李沢
- (12) 土砂災害対策事業（砂防） 宮沢
- (13) 土砂災害対策事業（砂防） 樫岡沢
- (14) 土砂災害対策事業（砂防） 釈迦沢2

- (15) 土砂災害対策事業（砂防） 別所谷
- (16) 土砂災害対策事業（砂防） 天王沢1, 2
- (17) 土砂災害対策事業（砂防） 黒木沢
- (18) 土砂災害対策事業（砂防） 横田尻沢
- (19) 土砂災害対策事業（砂防） 大波渡川
- (20) 土砂災害対策事業（砂防） 越沢川4
- (21) 土砂災害対策事業（砂防） 牛沢
- (22) 土砂災害対策事業（地すべり） 梅ヶ平山
- (23) 土砂災害対策事業（急傾斜地） 西向
- (24) 農地整備事業 常万1期地区
- (25) 農地整備事業 大塚西部1期地区
- (26) 防災減災事業 大江三郷地区
- (27) 林道事業 沢口道海線
- (28) 林道事業 念珠関線

3. 整備計画評価（事後評価）

下記5件の整備計画を審議したところ、事業効果の発現状況、目標の達成状況及び今後の方針は妥当である。

- (1) 総合的な浸水対策及び海岸浸食対策（防災・安全）
- (2) 河川空間とまち空間が融合した良好なネットワークの形成
- (3) 山形県における港湾の機能強化と老朽化対策
- (4) 山形農業農村地域整備計画
(水利施設整備、農地整備、農地防災、農村整備)
- (5) 山形県山村地域整備計画
(治山、漁場保全の森づくり、森林整備)

II 審議案件に関する意見

1. 全般

- 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、迅速かつ効果的な復旧・復興と強靭な県土づくりを最優先課題として取り組むべきである。また、防災・減災対策にあたっては、関係市町村と緊密に連携し、地域住民の安全・安心を確保するための施策を着実に継続して推進する必要がある
- 事業効果の発現のためには、施設整備などのハード面に加えて、地域連携や学校連携、住民啓発、情報提供といったソフト面を統合的に推進することが不可欠であり、総合的かつ効果的な対応を図るべきである

2. 道路事業

- 道路事業は広域の交通ネットワーク形成や沿道アクセス改善、街づくりの視点を十分に反映し、計画的かつ効率的に推進すること
- 通学路等の交通安全対策も地域の実利用状況や将来的な変化を踏まえ、継続的、包括的に取り組むこと
- 冬季除雪を含む維持管理や歩行者安全確保、無電柱化による景観向上などの対策においては、地域との合意形成のもと事業をすすめること

3. 河川改修・土砂災害対策

- 河川改修事業および土砂災害対策では、地域住民の命と財産を守ることが最優先であり、可能な限り早期の効果発現を図ること
- 整備に当たっては自然環境保護に十分配慮し、安定的な維持管理も計画的に推進していくこと
- 関係機関や地域住民との緊密な連携を図り、防災・減災に向けて総合的な対応を進めること

4. 農業農村整備

- 農地の大区画化や用排水路の管路化により農作業の効率化を図ることが求められ、また基幹的な農業水利施設については長寿命化を念頭に計画的に整備を進めること

- 防災・減災事業も農村地域の特性に応じて適切に推進し、地域の持続可能な発展に寄与すること
- 住民の協力と意識醸成に向けた情報発信に取り組むこと
- 担い手育成や後継者問題など、農地の維持に係る課題への対応も考慮すること

III. 令和7年度委員会の主な議論と提言

- 防災・減災の強化や交通安全の推進、農業や自然環境の保全に関する取組みには、地域連携強化が重要であること、また、地域の実情に配慮した公共事業の推進が求められることが確認された
- 社会情勢等の変化や現地調査により適切な変更が行われていることを評価するが、事業変更時の課題と対応を整理することで改善の見える化に努め、その経験を次の事業に活かしていくことを期待する
- 公共事業の必要性や効果の説明においては、費用対効果分析のみならず様々な視点を含め、県民に分かりやすい情報伝達に努めるこ

IV. 結び

令和7年度における公共事業評価監視委員会の審議を踏まえ、今後も安全・安心で持続可能な県土づくりを推進していくためには、効率的で効果的な公共事業の実施とその評価制度の改善に引き続き取り組むことが求められる。

本報告書が、その取り組みの礎となり、県民の安全・安心と地域の発展に寄与することを期待する。

令和7年度「山形県公共事業評価監視委員会」の開催状況

開催年月日	出席者	審議等の内容
第1回 R7.8.27（金） 13:30～16:30 (山形県測量設計 業協会2階会議 室)	徳永委員長 岩村委員 大友委員 熊谷委員 坂本委員 藤山委員 堀川委員 渡部委員	○事業中評価について審議（28件）
第2回 R7.10.22（水） 9:30～16:00	徳永委員長 岩村委員 大友委員 熊谷委員 堀川委員 柳谷委員	○現地調査を実施 ・(27)林道事業 沢口道海線 ・(16)土砂災害対策事業（砂防） 天王沢1, 2 ・(22)土砂災害対策事業（地すべり） 梅ヶ平山 ()は、事業中評価の整理番号
第3回 R7.11.26（水） 9:00～12:00 (県庁1001 会議室)	徳永委員長 大友委員 熊谷委員 藤山委員 樋口委員 堀川委員 渡部委員	○事前評価について審議（8件） ○整備計画評価（事後評価）について 審議（5件）

山形県公共事業評価実施要綱

(名称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）と称する。

(目的)

第2条 公共事業評価（以下「評価」という。）は、山形県において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とする。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの（維持管理に係る事業を除く。）及び交付金の整備計画（社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。）とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定するため「公共事業評価検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するためには、次の方策を講じる。

(1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」（以下「監視委員会」という。）を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠とともに公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者たちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月 18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。